

<b>第 6 回 定例教育委員会議事録</b>		日 時 : 平成30年 6 月26日 (火)	
		場 所 : 菱刈庁舎 3 階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 10時55分 閉会	
出席委員	教育長 森 和 範 永 野 治 川 原 惟 昭 長 野 則 夫 久保田 悦 子	議場に出席した者の氏名	総 務 課 長 万 膳 正 見 学 校 教 育 課 長 高 崎 良 一 社 会 教 育 課 長 中 村 政 仁 ス ポ ー ツ 推 進 課 長 田 中 健 一 給 食 セ ン タ ー 所 長 丸 目 良 平 書 記 浅 山 典 久 書 記 新 納 誠 朗
	議事日程		別紙のとおり
<b>審 議 状 況</b>			
<p>(森教育長) それでは、ただいまから平成30年第 6 回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「平成30年第 5 回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(浅山係長) 平成30年第 5 回定例教育委員会議事録について報告（別紙「概要報告書」により報告）</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 平成30年第 5 回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の5月24日から6月25日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。 (別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(森教育長) 教育委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。永野委員お願いいたします。</p> <p>(永野委員) はい、特別にはないんですけど、6月8日に県民会議があったんですけど、それと関連して6月15日に地区の役員会もあったんですけど、関連というのは、県民会議のなかで、各表彰があるんですけど、今年、</p>			

伊佐市からも個人で吉松さんもらわれたんですけど、少年少女団体がなかなかあがってこないというのが、推薦を皆さん積極的にされていない傾向にあるという話もありました。私、ちょうど県民会議の審査もしているもんですから。その中でもあがってくるのが、子ども会じゃなくて、知事部局の方での優良少年少女団体について、近年やっぱり少ないというのがあります。確かに伊佐なんかでもがんばっているところもあるのになと思ってしているんですけど、昔からするとその、レベルといたらおかしいんですけど、中々地域性に富んだ校区ぐるみが多いですので、単位では中々推薦しにくい傾向にあるのかなと思うんですけど、まあ率先してどんどん推薦することによって、その効果があるんじゃないかなと思ってます。期待感も含めて推薦をですね色々されたらどうかと思いました。地区の中でも、優良少年少女団体のことも出まして、今後地区の方で、生涯学習大会とか色んな大会で発表するところは、もうどんどん推薦しましょうという話しをしてきたところだったんです。今のところそういう傾向にあるので、伊佐もどんどん皆さんですね、ここに携わる人たちがみんなでもやはり応援も含めて率先してこう表に出しましょうという傾向にありますので、また委員会としてもですね、協力できるんじゃないかなと思ったりしたところでした。

あとは、先週ですかジュニアリーダーの実行委員会がありまして、地区内の高校生も一生懸命がんばっているようですので、本番が期待されているところです。私の方は以上です。

(教育長)

この優良少年少女団体は、担当は社会教育課ですか。

(中村課長)

はい。

(教育長)

わかりました。

(中村課長)

今回は、永野委員の御推薦もあって、吉松会長が表彰されたということです。個人ですけど。

(永野委員)

個人はね、意外と永年やってらっしゃる方がいらっしゃるので、出しやすいんですよ。出しやすいというか、あの年数とかですね。ただ、少年団体、体育の単位の子どもたちとか、学校でもいいんですよ。

(教育長)

スポーツ少年団はできないんですか。

(永野委員)

あります。だから、社会貢献をしたりとか。ありますね。

(教育長)

湯之尾の空手少年団なんかどうですかね。この前もスポーツ少年団の大会の時も発表もありましたけれども、すごく良かったです。

(永野委員)

この前、カヌーのときの演技も見てね、そういうのも含めて私はいいのになあと感じるところです。

(中村課長)

県民会議が市長部局で、共同参画他の会議でありまして、社会教育課は主ではありませんけども、教育委員会部局ではないです。

(永野委員)

じゃないんですけど、やはり子どもたちを取り巻く指導も含めての推薦が可能な訳だから、やっぱりみんなでも推薦表彰して、学校からでもできるんですよ。やると思えばですね。今まさに、今後そのコミュニティスクールになっていくなおさらなんですよ。学校もがんばるけど、地域の子どもたちも単位

でがんばっているんであれば、私は推薦可能だと思っています。ただ、県民会議の場合は、審査の対象がですね、点数をだいたい付けていくんですが、地区・市町村での表彰歴があったら何点、地区で何点、県で何点、全国で何点、それと活動年数で十年以上だと何点、二十年以上だと何点とか総合しますので、ポツとでは中々無理です。だから、その前に市町村で、まず表彰をしてやることなんですよ。そして、県にあげるとか、そういうふうに段階がありますので、一遍には無理だけど、みんながそういうのに注意してどんどん出していくと、可能ですよね。だから、個人は年数があるからどうしてもポツとあがっていくんですけど、団体はですね、今後みんなで目を光らしていければと思います。特に伊佐なんかは、小さい学校が多いから、校区ぐるみとか多いから、意外に出しやすいんです。私は今後伊佐は特に校区ぐるみ・地域ぐるみというのが増えてくるとおもうので、空手なんかはちょうど良かったなと私思ってたんですけどね。地域推薦で。

(教育長)

わかりました。では、川原委員お願いします。

(川原委員)

はい、別に学校訪問以外になんもなかったんですけども、やはり3校訪問しましたけども、やっぱり伝統的に学校の持っている雰囲気といいますか、築かれてきている伝統力というのが、やっぱりいつ訪問をしても変わらないもんだな不動のものになっているなと思いました。羽月西もそうですし、平出水もそうですし、羽月がちょっとこんな羽月小じゃなかったはずだがなという印象は受けましたけども、まあそれぞれの人数は少ないところは少ないところなりのスポーツなり、学力なり、体力もですけどもやはり一生懸命取り組んでいるなというのとは伝わってきました。羽月小は、3校比べた場合に中規模の学校ですので、もうちょっと頑張ってもらえればと思いました。活気が元々ある学校ですから、伝統的にある学校ですから、なんかこう伝わってくるものがなんかピツとなかったなという印象でした。はい、以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。では、長野委員お願いします。

(長野委員)

はい、私も特にないんですけど、まあ、今、川原委員からありましたように、学校訪問行った際にこの間ちょっと気付いたんですけど、やはり、職員室が綺麗に整頓されている学校、色々と本とかこう出している机の上に置きっぱなしのああいう所もちょっとやっぱりいい学校は校長の指導だと思うんですけど、整理整頓がなされているのかなあとというふうに感じました。

はい、それと、この間6月20日国体の伊佐市実行委員会の総会があったんですけど、まだまだ、カヌーについて伊佐市が認識がないというか、もっともっと今度7月の22日に、予選大会もありますので、是非、小学生・中学生もですね、なんらかの形でカヌーに興味を持っていただけたらなと感じることでした。以上です。はい。

(教育長)

では、久保田委員お願いします。

(久保田委員)

はい、6月21日の市の学校運営協議会の研修会に出席したんですけど、まあその中で、平出水小学校、山野小学校それぞれ報告、事例発表をしていただいて、すごく積極的な色んな課題がありながらもそれをどうやって解決していこうかというその意気込みというか、なんかそういうのを感じながら、特に山野小学校の方で、いきいき講座の山野小バージョンをしているんだというのを先生たちが夏休みそういうのをして、いきいき講座じゃないですね、パワーアップ研修でしたかね。それで、先生たちもまた夏休みがあけてからの学力にすごく反映されているというので、手ごたえを感じてというのを発表されたときに、あそこにはやっぱり校長・教頭先生も出席されていたので、それを学校に持ち帰って、先生

たちにこういう話もされて、また刺激を受けてそれが少しでもこう自分の学校もというふうに、いい流れになったらいいなあというのを感じながら聞いてたところでした。はい、以上です。

(教育長)

ありがとうございました。

では、教育長及び委員の報告については、以上でよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(森教育長)

それでは議事に進みます。

今回は付議事件が 1 件ございます。

まず、議案第13号「伊佐市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(万膳課長)

はい。議案第13号「伊佐市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を説明いたします。

3 ページをお開きください。

本件につきましては、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第 3 号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

平成30年4月1日付けで、「公益財団法人 日本体育協会」が「公益財団法人 日本スポーツ協会」に名称変更されたことに伴い、改正するものでございます。別紙の新旧対照表 1 ページをご覧ください。

今回の改正は、第 2 条のみの改正となります。現行では「補助金の交付対象者は日本体育協会（加盟団体を含む。）が主催し、云々」とあったものを改正後の案では、「補助金の交付対象者は 公益財団法人 日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）が主催し、云々」ということとするものでございます。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第13号「伊佐市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」賛成の方は挙手をお願いします。

(全員)

はい。

(森教育長)

はい、賛成多数ですので、議案第13号は議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議の討論等に入りますが、前もって提出された動議はありませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

特にないようですので、討論等終わります。

では、その他に入りますが、その他で委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

では、各課長からその他について報告等あればお願いします。

(万膳課長)

はい。

(森教育長)

はい、総務課長。

(万膳課長)

高槻市で発生しましたブロック倒壊に伴う事故の関係で、今学校施設内にブロック塀がどれだけあるのか、そして、それに対して危険でないかどうかの調査をしております。具体的には6月の25日までに学校の方に提出依頼を求めておまして、各学校からあらゆるブロック塀等の調査が出てまいりました。それを私どもの施設係の方で、調査を今から進めるというところです。具体的に判断ができる建築士の免許を持っている職員がおりますので、その職員が同行して調べをすすめております。6月22日にまず菱刈小学校を見本としまして、職員も一緒に入りまして、そこで確認をしまして、昨日6月25日には、平出水小学校・牛尾小学校合計3校を今調査をし終わりました。あと残りにつきましては、今日も今行っておりますけれども、合間を見ながら全体的調査をしまして、学校については、なんとか今週中にある程度見てしまいたいということで考えております。県の方から、調査依頼等も来ているようですので、その期限までには調査いたしまして、場合によっては、これは財政との相談にもなりますけれども、特に危ないようなところは、補正等の予算措置を考えていく必要があるということでございます。また、課内で協議いたしまして、対応をいたしたいと思っております。以上でございます。

(森教育長)

はい、高槻市の地震による小学生の事故を受けて、危険なブロック塀の調査ということでございましたが。

(高崎課長)

はい、関連しまして、よろしいでしょうか。

(森教育長)

はい。

(高崎課長)

学校教育課の方は、あわせまして、学校内だけでなく通学路に関して、確認をしてもらうように各学校に通知を出したところでございます。通学路に関しては、民家等もございますので、一応確認という段階でとどめているところでございますが、今後また、国や県の情勢を見ながら対応をしていくことになると思います。国や県の方からも通学路の確認をお願いしますということですので、現在、確認作業を各学校に依頼をしているところでございます。以上で終わります。

(森教育長)

はい、通学路についての調査ですね。

(永野委員)

これ、いいですか。

これは、あれ、目視でまず危険な所を全部調査するということですか。その違反の部分を調査するということですか。全部するわけ。

(万膳課長)

まずですね、学校からブロック積み等を全部あげてもらいます。

(永野委員)

要するに、高さに関係なく。

(万膳課長)

はい。学校では、ちょっと判断ができかねますので、全部あげていただいてですね、その中で、建築基準がございまして、鉄筋が入っているかとか、高さが 2m20、1m20とかいう制限がその構造物によって違いますので、はい。

(永野委員)

その、基準にのった部分だけの調査をするのかなと、全部するんだろうかと。

(万膳課長)

あの、そこは私どもがします。まあ言いますと、これがブロック積みですよと学校であげてもらって、それをこれは基準違反というか、基準に合致しない構造物であるというのを調べます。ですから、最大限出してもらって、その中から。

(永野委員)

大変だなと思ってですよ。私、専門だからわかっているから言っているんですけど。

(万膳課長)

やはり、昨日もですね、時間は満杯使っておりませんけれども、2校しか回れませんでした。はい。

(永野委員)

だと思えますよ。まあ例えばですね、建築基準法をというのとですね、施行規則というのがあるんですよ。まあ言えば。規則という部分と基準法というのと。基準法というのが今テレビなんかで言っている 2m 以上はみんなブロックじゃなくって建築物の工作物として申請するようになっている訳。全部。私はテレビを見てすぐ分かりました。ああこれはダメ違反だというのは。もう言う前から。それはもう良識の範囲内でみんな分かっている部分と、今度は施行規則で言えば、ブロックはどういうふうに積みなさいというのは、これは基準法とは違うんですよ。で、そこをそこまで言ったらもう専門家が見たら鉄筋の配置から何からテレビでやっているように、その斜視はいつてできないから、鉄筋がはいっているのを全部見らんないかん訳ですよ磁石で全部。そこまで見るのは僕は大変だなあと思っていた訳。だから、どこまで言ってきているのかなということなんですよね。本来、基準法だったら、高さをみて 2m 以上とか、あるんですよ基準が全部。機械で調べる。俗にいう。その報告があるもんだからですね。

(森教育長)

うちに、金属探知機がありますか。

(万膳課長)

金属探知機はですね、あの。

(永野委員)

だから、その今言うように、確か 2m 以下だったら個人でも誰でも勝手に作っていい訳よ。まあ言えば。誰も文句を言う人はいない訳ですよ。ただ、その作る施工屋さん例えば左官さんとかさ、ブロック専門の人たちは、その中で、自分たちの知識がある訳。知識の中にも、大工さんたたきで丁稚奉公でなった人と、ちゃんとなった人はまあ、これぐらいは持つか持たないかというレベルでしょう。まあ言えば普通でもかけても、たててもこれはもつが動かんがという基準は何もない訳ですよ。そういう知識の中でやる部分と、「ブロックは、こげん積みなさい。」という施行規則というのがある訳、それは、ある程度勉強してやらないと、わかんない訳。それは、「鉄筋は、40cm ピッチにしなさい。」「縦筋は、こうしなさい。」「年に 30cm 以上は、定着をしなさい。」とか全部ある訳ですよ。そこを調査するという事になると、それは大変やっどとを感じるもんだから。多分、国なんかで見て、基準とかそこまで分からずにただ、学校にふったのだろうけど、これやり出したら無茶苦茶大変やなと思ったりしてですね。思

ったもんだから、あえて聞いてみました。どこまで言っているんだろうかと。

(万膳課長)

今ですね、具体的には、まだはっきりわかenらなところなんですけれども、まず、傾きがないか。

(永野委員)

だから、あくまでも、目視で、例えば建築基準云々というのは、まあいい分かりますすぐ、これはこうせんないかん、これはせんないかん。だけど、それ以下の部分でした場合に、目視でこれやばいんじゃないのという程度なのかということを知きたかった。

(万膳課長)

高さですね。高さは基準がありますので。高さで、はい。

(永野委員)

高さが以上やればいいですよ。以下やった時に、どこまでするか。だから、傾きだけとか、ヒビだけの程度なのか、いや、全部ちゃんとしているのかどうかを見るのかということですよね。どこまで依頼されているのかと。

(万膳課長)

傾きと、ヒビはですね、計測機をあてれば、ヒビは目視でわかります。

(永野委員)

目視で大体わかりますもん。

(万膳課長)

鉄筋が入っているかどうかはですね、金属探知機でするんですけども、どんな間隔で入っているか横筋が入っているのかぐらい分からないそうです。

(永野委員)

分からんでしょう。

(万膳課長)

ちゃんとしたあれでしないと。その器具がですね。

(永野委員)

まあ強力な磁石のやつですれば、わからなくてもないんだろうけど。

(万膳課長)

何十万円するような感じになります。

(永野委員)

だから、そこまでしていくのかということ。どこまで、依頼されているのかということ。

(万膳課長)

はい、今のところは、そこまでできないところ。です。

(永野委員)

目視でいいんでしょう。

(万膳課長)

はい。

(森教育長)

今朝の新聞では、名古屋市は、塀は全部撤去と書いてありましたね。全部撤去をして金網にするとかですね。

(永野委員)

だから、分かんないからですよ。

その調査をするぐらいだったら、壊した方が安くつくかもしれん訳ですよ。

あの、鉄筋の位置ばかりじゃなくて、定着なんです。よ。今度のやつも折れたのは、定着が甘かった

から。

(万膳課長)

ですよ、根入れが浅いとスポッと抜けますもんね。

(永野委員)

そうそうそう。そこを見る訳よ。だから、基礎の中に入っているかどうか出てくる訳よ。だから、そこをすれば壊した方が早いですわ。そこを聞いた訳。どこまで出されているのかと。

(万膳課長)

それと関連しまして、社会教育施設、体育施設、文化施設等の主に外構だと思うんですけども、塀の関係とかというのをそれぞれ課長さん方に課で今見てもらっているところです。

(永野委員)

通学路とも言われたですね。はっきりいって、伊佐農林の塀はアウトです。あれは、施工した時から僕は知っていたんです。これはダメだよと言っていたんです。学校にお金まあ施設金というのがあってしょ、まあ言えば営繕、それで対応したんですよ。専門で委託された人たちもただ言われたまんまにしているから、あんたたちやこれは無理よと言うたんだけど、予算をこれだけでせえと言われて本当そうなんです。だから、すぐ傾いたんですよ。控えがなかったから、だから、すぐ後からですね、後からボルトで引いてしたけどそれでももう無理です。あのブロックが、重量ブロックでない軽量ブロックだったんです。2種類あるんです。ブロックも。軽いブロックと、重たいブロックとありますから、それも調査しなさいと言え、まず、無理です。あるんですよブロックが、軽いブロックが、それで安くつくもんだからしている人もいます。お金の合わせて。それは、表から見ても分からない。半分ぐらいですもん重さが。だから、目視して、もうヒビが入っているか、入っていないか、地震がこないと分からない。

(万膳課長)

調査結果が出ました。それから後が今おっしゃるように問題だと思います。それをどうしていくかと。

(永野委員)

本当は、建築家のモラルと、要するに施工する人のモラルの問題なんですけどね。やっぱり、値段、価格競争をした結果、あんなふうになっているんですよ。

(万膳課長)

補強をするのか、補強をするよりもう全部取り壊して、ちゃんとした二重で積みなおした方が早いのか。そこへんもありますので。そこはまた、お金の関係、お金の関係を言うといかんとですけども、財政と協議して。

(永野委員)

そうした方がいい。お金がかかりますよ。どこまで調査依頼をされているのかと思いかたでした。

(万膳課長)

調査結果が出るのを待ちたいと思います。

(森教育長)

はい、ありがとうございます。

その他、課長たちから何かありますか。

(高崎課長)

はい、机上にリフレッシュウィークと学校閉校日の設定及び実施についての公文を配布してございます。ご覧いただければと思います。教職員の働き方改革等に伴いまして、伊佐市だけではなくて、始良伊佐地区の3市1町の方も、全県下的にリフレッシュウィークと学校閉校日の設定をしていこうということになっております。年次休暇・有給休暇や特別休暇、教職員の夏休み期間中の休暇の取得というのはあるんですが、中々研修とかそういったもの、代表出勤、色んなことで休暇が取得できないという現



状が学校現場ではほとんど近年おきております。その関係と、教職員の健康保持増進をし、心身のリフレッシュを図るためにいうことで、子どもたちの2学期以降の教育にさらに生かしていただくということで、リフレッシュウィークを、8月11日から8月17日の7日間とし、この期間に学校及び市教育委員会主催の行事、会議等を実施しないということで、設置・設定したところでございます。ただし、地域やそれぞれの自治会による地域等によるものは、伝統的なものがございますので、これについてはもう該当はいたしません。あと、学校閉校日でございます。閉庁日というところもあります。伊佐市では閉校日という形でしてありますが、13日・14日・15日としました。まあ本来お盆と言われるこの3日間を学校業務や電話対応含む対外的な業務を行わない学校閉校日としました。外部の方も帰省された方々は、時たま学校に来ますけれども、そういったところも含めまして、この3日間については、学校は職員を置かないという日に設定しようということでございます。ただし、13日・14日・15日、特に13日とか14日に夏祭りとか、地域の行事を学校で実施しているところがございますが、そこについては、もう状況に応じて学校長の判断で、学校としては閉校しますけれども、地域の行事として学校は開放するというので、すすめてまいろうと思っております。職員を置かないということでもあります。また、これらについては、学校長の判断でされることとなりますけれども、当然、部活動等の問題もございまして、そこらへんのところについては、充分保護者や教職員と協議をして、必要最小限の勤務というところで、校長の方で定めていただくこととなります。幼稚園についても同じ考えであります。また、これにつきましては、地域や市民の方々にもお知らせしなければ、また混乱等も生じるかと思っておりますので、今後、学校だよりまたはホームページ、市の広報等を通じて、この2つのリフレッシュウィーク、学校閉校日の設定についての広報をしてまいりたいと考えております。以上です。

(森教育長)

これは、県下一斉にリフレッシュウィークというのを休養日を設けて、先生方が体力・気力の回復を図ることで、それ以降の教育活動の充実ということがねらいであります。リフレッシュウィークを1週間、そしてそのなかに学校閉校日を3日間設けるということです。なお、細かな点については学校長に任せるということであります。

広報をやはり教育委員会の方できちんとしないと市民は、先生たちは夏休みもあるうえに、学校も閉校してと信頼関係に問題が生じることになってしまいますので、広報等を教育委員会の方できちんとするというのであります。

これについて、何かありませんでしょうか。

(長野委員)

この時の、プール開放とかは？

(森教育長)

プール開放は、この3日間はしません。夏祭りとかなんとかで校庭を開放とかいうようなことはしません。

その他、課長からの連絡等ありますか。

では、予定されたものは終わったようですので、これをもちまして、平成30年第6回定例教育委員会を閉会します。

(浅山係長)

姿勢を正してください。一同礼。